

第6回

いたばし



手話言語フォーラム

令和元年6月に「東京都板橋区手話言語条例」が施行され、区民に言語としての手話の理解と条例制定についての認識を広めるために「いたばし手話言語フォーラム」を開催することになりました。去年の第5回に引き続き、今年も開催いたします！

令和8年8月30日(日) 午後1時半～4時
(受付午後1時)

基調報告「板橋区手話言語条例と現状について」／式典

パネルディスカッション「手話言語条例が制定してから何が変わった？」

パネラー (一社)板橋区聴覚障害者協会副理事長 越智大輔

板橋区登録通訳者会 代表 福田裕

板橋手話サークル 石井理絵

アトラクション (セラピーパフォーマー クラウンりゅーた氏)

※9月23日は「手話の日」&「手話言語の国際デー」です。

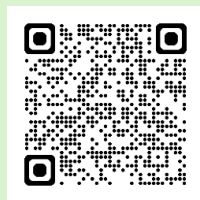
会場 区立グリーンホール1階ホール

地図はこちらのQRコードを参照ください



都営三田線「板橋区役所前」駅下車約5分

東武東上線「大山」駅北口5分



参加費 1,000円

参加は事前申し込み、当日受付払い制です。

裏面の予約申し込み書でお申し込みください。

※参加申し込みは8月3日から8月27日まで受け付けます

主催：一般社団法人板橋区聴覚障害者協会／後援：板橋区

協力：板橋区手話サークル、板橋区登録手話通訳者会、板橋盲ろう者の会

■ 東京都板橋区手話言語条例とは ■

一般社団法人板橋区聴覚障害者協会の陳情採択を経て、言語としての手話への理解の促進を図るために令和元年6月21日に板橋区が制定した条例です。

手話言語と情報コミュニケーションを合わせたものも含めると全国で500以上の条例が制定されています。手話言語単独条例としては都内区市で3番目です。

■ 手話とは ■

聴覚障害者が使用する視覚言語です。言語としての手話（手話言語）とコミュニケーション手段としての手話（手指日本語）があり、単語の表現は基本的に同じですが、言語学的には違うものであり、教育分野などでは区別されます。

■ いたばしの手話（書籍） ■

平成26年に一般社団法人板橋区聴覚障害者協会が発行した書籍です。区内の地名や主要施設などの手話表現が掲載されています。坂本区長の寄稿も載っています！

頒価1,500円です。フォーラムではこの本も含め手話関係の本を販売します。

■ クラウンりゅーた プロフィール ■

全国でも数少ない“耳の聴こえないクラウン&メンタルトレーナー”。

言葉の壁を越えたサイレントパフォーマンスを行い、「ユーモアの力で人生と心に笑顔を。」をモットーに全国で活動しています。



■ お問い合わせ、お申し込み ■

一般社団法人板橋区聴覚障害者協会

〒173-0013 板橋区氷川町46-1 高畑ビル301号

FAX 03-3963-8677

メール jigyo-g@ita-deaf.or.jp

FAX またはメールともお名前と種類（一般区民・板聴協会員・手話サークル・手話講習会・その他）を記載の上送ってください

こちらのQRコードを取り込むとメール作成が簡単です

